

PEFC国際規格

PEFC認証制度の利用者のための要求事項

グループ森林管理認証－要求事項



PEFC 評議会

ICC Building C, Route de Pre-bois 20
Case Postale 1862
CH-1215 Geneva, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40,
Fax: +41 (0)22 799 45 50
E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを修正、修正、転用することはお断りします。)

著作権のお知らせ

© PEFC 評議会 2018

本 PEFC 文書は、PEFC 評議会によって著作権が保護されている。本文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって自由に入手可能である。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的でこれを変更または訂正、再生、複製することは禁止されている。

本文書の唯一の正式文書は、英語である。本文書の翻訳文は、PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体による提供が可能である。不明な点は、英語版によって決定される。

文書名: グループ森林管理認証—要求事項

文書記号: PEFC ST 1002:2018

日付: 2018 年 11 月 14 日

承認: PEFC 評議会総会

発行日: 2018 年 11 月 28 日

発効日: 2018 年 11 月 28 日

目次

1. 適用範囲	5
2. 引用規格	5
3. 用語と定義	5
4. グループ組織の状況	8
5. リーダーシップ	9
6. 計画	10
7. 支援	10
8. 施業	12
9. パフォーマンス評価	12
10. 改善	15
参考文献	16

はじめに

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) は、森林認証と林製品のラベル制度を通じて、持続可能な森林管理の促進を図る世界的組織である。PEFC の主張および/またはラベルは、製造品に使用された原材料の由来が持続可能に管理された森林、森林外樹木 (TOF)、リサイクルおよび管理材であることを顧客やエンドユーザーに確認する。

PEFC 評議会は、定期的な見直しに基づき PEFC 評議会の要求事項の順守を求められる各国の森林認証制度の承認を行っている。

本文書は、広範囲なステークホルダー (利害関係者) を対象に開放性、透明性、協議によるコンセンサスをベースとする過程を経て策定されたものである。

PEFC 評議会は、国際標準機構 (ISO) および国際認定フォーラム (IAF) が策定した規格と手順に準拠することを約束する。

PEFC 評議会は、ジェンダー平等を支持する。ゆえに、本規格において特定の人物 (管理者、所有者、加盟者等) に言及する場合は、特にそれを強調することがなくとも男性と女性を同様に含む。

本文書は、PEFC のグループ認証規格の 2010 年版 (PEFC) ST 1002:2010 を無効にし、これに代替する。

序論

PEFC 評議会は、持続可能な森林管理に関わる各国の森林認証制度の承認をする。森林の状況やその環境、社会、経済および歴史的な側面は異なる地域や国間で差異がある。PEFC 評議会は、地域状況に相応しい各国の森林認証制度の統合を通じて、この事実を反映させる。

多くの国においては、森林は多数の小規模森林保有によって特徴づけられる。そうした小規模な森林所有者・管理者の限られた力量や資源は、森林認証普及の典型的で重大な障壁となっている。管理活動や収入に関わる周期性、集中度の低さ、小規模性、低頻度の施業、情報への限られたアクセス、技術的なサポートと知識などが小規模保有や所有による森林認証へのアクセスや加盟を限られたものにしていく。

グループ認証は、個別認証に対する代替アプローチであり、それは森林所有者や管理者が森林認証によって生じる金銭的な負担や森林管理に関する共通の責任を共有することを可能にする単一の認証書のもとに認証を受けることを可能にする。この方法は、個別の森林所有者や管理者の間における情報の浸透や協力の向上を目指すものである。

個別の森林認証にまつわる限界やその結果生まれたグループ認証に関する手続きは、持続可能な森林管理に関する PEFC の要求事項との適合性のレベルの低下に繋がるものではない。

本規格は、異なる森林管理ユニットの森林所有者や管理者が認証に参加するための要求事項を設計したものである。

1. 適用範囲

本文書は、単一の認証書のもとにおける多数の森林所有者・管理者の認証を可能にするグループ森林管理認証を擁する地域、国および準国のレベルの森林認証制度のための要求事項を定める。

グループ森林管理認証は、個々の森林所有者・管理者を擁する独自の管理体制の構築を要求する。この主体は、持続可能な森林管理規格の適正な実行とサンプリングをベースにする認証活動に十分な信頼を与えることを目的として、それら個々の森林所有者・管理者を代表する。

本文書が定める要求事項は、グループ森林認証に関する PEFC の国際持続可能性基準を反映する。この評価基準は、PEFC の承認を申請するグループ森林認証規格によって実行されなければならない。これらは、グループ認証を申請するグループ組織に関する要求事項の構成要素である。

2. 引用規格

PEFC ST 1003:2018、持続可能な森林管理—要求事項

3. 用語と定義

本文書の目的のために ISO/IEC ガイド 2 が定める用語と定義が下記の定義と併用される。

3.1 影響を受けるステークホルダー (Affected stakeholder)

グループ組織による行為によって、生活および/または仕事の状況に直接的な変化を経験するかもしれないステークホルダー。

注意書 1 影響を受けるステークホルダーには、近隣地域社会、先住民、労働者等が含まれる。しかし、規格の主旨に関心を抱くことは、影響を受けることと同等ではない（例：NGO、学術関係者、市民団体）。

注意書 2 規格の利用者となる可能性のあるステークホルダーは、認証取得主体になる見込みが強い。例えば、森林管理規格であれば森林所有者、COC 規格であれば木材加工業者など。

3.2 審査 (Audit)

記録、事実の記述、またはその他の関連情報を取得し、それらを特定の要求事項がどの程度順守されているかを客観的に決定するための評価をすることを目的とする体系的で独立し、文書化されたプロセス。

3.3 認証区域 (Certified Area)

PEFC の持続可能な森林管理規格 (PEFC ST 1003) に則った持続可能な森林管理システムの対象範囲に含まれる森林区域。

グループ認証では、認証区域はグループ認証の対象に含まれる加盟者の森林面積の総計である。

3.4 文書情報 (Documented information)

組織が管理と保存を実行するためにあらゆる源泉からのあらゆる書式と媒体を利用した情報。

3.5 グループ森林認証の加盟確認文書 (Document confirming participation in group certification)

グループ森林認証の加盟者に発行される文書で、該当グループ森林認証に言及し、加盟者がそのグループ森林認証の対象範囲に含まれることを確認するために発行されるもの。

注意書：この文書は、例えば子認証書または加盟確認書などでよい。

3.6 森林所有者/管理者 (Forest Owner/Manager)

明確に定められた認証区域における森林管理と持続可能な森林管理規格の要求事項を実行する法的権利または保有権を有する、あるいは伝統的、習慣的な利用権を行使する個人、グループまたは法人。

3.7 グループ主体 (Group Entity)

グループ加盟者を代表する主体であり、認証区域内の森林管理が関連する森林認証制度の持続可能な森林管理規格やその他の関連要求事項に適合することに於いて全体的な責任を負う。この目的のためにグループ主体は、グループ管理システムを利用する。

注意書：グループ主体の構造は、活動、加盟者数、およびその他のグループ認証に関する基礎的条件に則っていないなければならない。グループ主体は、1人の個人によって代表されてもよい。

3.8 グループ森林認証書 (Group Forest Certificate)

グループ組織が関係する森林認証制度の持続可能な森林管理規格やその他の関連要求事項を順守していることを確認する文書。

3.9 グループ森林認証 (Group forest certification)

単一のグループ森林認証書のもとのグループ組織の認証。

3.10 グループ管理計画 (Group management plan)

目的、行為、管理の取り扱いを特定する文書情報。グループレベルで対象になるグループ管理システムおよび持続可能な森林管理規格への予定される変更が含まれる。

3.11 グループ管理システム (Group management system)

組織が持続可能な森林管理規格の目的および成果を達成するための相互に関連、作用する一連の要素。

3.12 グループ組織 (Group organisation)

持続可能な森林管理規格の実行およびその認証を目的として、グループ主体によって代表される加盟者のグループ。グループ主体と加盟者の間には、拘束力を有する書面による合意がなされなければならない。

「グループ組織」の用語は、該当グループが地理的な境界によって定められている場合は「地域組織」または、この定義と一致する関連認証制度が選択する用語と同等である。

3.13 内部監査 (Internal audit)

記録、事実の記述、またはその他の関連情報を取得し、それらを特定の要求事項がどの程度順守されているかを客観的に決定するための評価を目的とする体系的で独立し、文書化されたプロセスでグループ組織自身が行うもの。(第一者審査)

3.14 モニタリング (Monitoring)

システム、プロセスまたは行為の状態を決定すること。

3.15 組織 (Organisation)

責任、権限と関係をもって自らの目標を達成するための機能を有する個人または人々のグループ。

3.16 加盟者 (Participant)

認証区域内において持続可能な森林管理の要求事項を実行する力量を有し、該当グループ森林認証の対象範囲に含まれる森林所有者/管理者。

注意書：「持続可能な森林管理規格の要求事項を実行する力量」の用語は、該当の主体が該当森林を管理する長期的な法的権利、保有権、または伝統的または慣習的な保有権利を有すること、および一度限りの受託者をグループ森林管理認証への加盟の無資格者とすることを求める。

地域または国の認証制度が長期的な管理権を有さない受託者に特定の森林区域に関するグループ森林認証の加盟を許容する場合は、その認証制度は、これらの受託者が PEFC 認証主張をするのは、長期的な法的権利または保有権を有する個別認証された森林所有者/管理者の認証区域に由来する原材料のみに限られることを確実にしなければならない。

3.17 方針 (Policy)

組織の管理者/所有者またはグループ主体によって正式に示された該当組織の意図および方向性。

3.18 ステークホルダー (Stakeholder)

本規格要求事項の主題に対する関心を有し、それを表示する個人、グループ、地域社会または**組織**。

4. グループ組織の状況

4.1 グループ組織とその状況の理解

規格は、**グループ組織**に関連する内部・外部事項がどのように決定されるべきかを定めなければならない。**グループ組織**に関する全般的な枠組みが定められなければならない。

- a) 地域グループ：地理的境界によって定められる所有者/管理者のグループ、および、
- b) その他のグループ、および/または、
- c) **グループ管理システム**の実行に影響を与えるその他特定の状況の有無。

4.2 影響を受けるステークホルダーのニーズと期待の理解

4.2.1 規格は、**グループ組織**が下記を確認することを求める。

- a) 該当**グループ管理システム**に関連して**影響を受けるステークホルダー**および、
- b) これらの**影響を受けるステークホルダー**からの関連性がある期待

4.3 グループ管理システムの対象範囲の決定

4.3.1 規格は、下記の用語に関して、3章で示した用語の定義と適合する明確な定義を提供しなければならない。

- a) **グループ組織**およびその**グループ組織**の要素（**グループ主体**と**加盟者**）
- b) **認証区域**
- c) **グループ認証書**
- d) **グループ認証への加盟確認書**

4.3.2 規格は、**グループ管理システム**の対象範囲を設定するために**グループ管理システム**の境界と適用性を決定することを求める。

4.3.3 規格は、持続可能な森林管理規格のどの要求事項がグループレベルで対象に含まれるかを決定しなければならない。

4.3.4 規格は、該当の対象範囲が**文書情報**として一般に入手可能にされることを求める。

4.4 グループ管理システム

4.4.1 規格は、すべての**加盟者**が**内部モニタリング**と**内部監査**プログラムの対象とされることを求める。

4.4.2 本規格は、グループ主体が**グループ認証書**の対象外である林産品の取引業者としての行為を行う場合は、PEFCの認証を受けたCOCシステムを有していることを求める。

5. リーダーシップ

5.1 組織の役割、責任、および権限

5.1.1 グループ主体の機能と責任

規格は、**グループ主体**の下記の機能と責任が特定されることを求める。

- a) グループのすべての**加盟者**を対象とする効果的な管理システムを実行、維持する。
- b) 認証機関とのコミュニケーション、認証機関に対する認証の申請、認証機関との契約関係を含む認証のプロセスにおいて**グループ組織**を代表する。
- c) **グループ組織**の管理に関する書面による手順を作成する。
- d) **グループ組織**の**新規加盟者**の受け入れに関する手順を文書により作成する。これら受け入れの手順は、少なくとも連絡先、森林資産とその規模の明確な確認など申請者情報の検証を含まなければならない。
- e) 不適合を是正/解消しない**加盟者**の一時停止および除外に関する書面による手順を作成する。以前に不適合に基づいて除外された**グループ加盟者**は、その除外から 12 ヶ月以前には加盟が許可されない。
- f) 書面による下記の情報を保持する。
 - i. **グループ主体**および**加盟者**による持続可能な森林管理規格の要求事項とその森林認証制度のその他の関連要求事項への適合、
 - ii. すべての**加盟者**の連絡先、森林資産と規模の確認を含む情報、
 - iii. **認証区域**、
 - iv. 内部**モニタリング**・プログラムの実行、そのレビュー、および予防措置および/または是正措置。
- g) すべての**加盟者**との間に持続可能な森林管理規格への適合に関する**加盟者**のコミットメントを含む拘束力を有する文書による合意に基づく連結を構築する。**グループ主体**は、すべての**加盟者**との間にその**グループ主体**が是正措置や予防措置を実行、強制し、また持続可能な森林管理規格との不適合がある場合は、その**加盟者**を認証の対象範囲から除外する措置をとる権利を盛り込んだ契約書またはその他の合意書を結ばなければならない。

注意書：「加盟者のコミットメント」および「すべての加盟者との契約書またはその他の合意書」に関する要求事項については、関係加盟者を代表する法律上の権限を有し、かつそのコミットメントと契約条件が強制力を有することが示される場合は、森林所有者・管理（者）組合、持続可能な森林管理グループ、税申告グループなど既存の組織や団体等によるコミットメントと合意文書でも満たすことができる。
- h) すべての**加盟者**に対し、グループ森林認証への加盟を確認する文書を提供する。
- i) すべての**加盟者**に該当森林認証制度の持続可能な森林管理規格および関連するその他の要求事項を効果的に実行するために求められる情報と指針を提供する。
- j) 特定のグループ認証以外の PEFC 認証のもとでグループメンバーから報告された不適合に対処し、グループ加盟者全員による実行を確実にする。
- k) **加盟者**による認証要求事項への適合を評価するための内部**モニタリング**・プログラムを実行する。
- l) グループ加盟者と**グループ主体**を対象とする年次**内部監査**を実行する。
- m) グループ森林認証の管理のレビューを実行し、そのレビューの結果に対応する。
- n) 関連データ、文書、またはその他の情報に関する認証機関、認定機関、国際 PEFC、または各国認証管理団体からのすべての要求に対して効果的に応対し、最大限の協力と支援を提供する。正式な**審査**、レビューと管理システムの関係で**グループ組織**の対象範囲にある森林区域とその他の施設への立ち入りを容認する。

5.1.2 加盟者の機能と責任

規格は、加盟者の下記の機能と責任を特定することを求める。

- a) **グループ主体**に対し、該当する持続可能な森林管理規格とその他の当てはまる要求事項の順守のコミットメントを含む拘束力のある合意文書を提供する。いかなる認証グループであれ、そこから除外されたグループ加盟者は、その除外から12ヵ月以内はグループ認証加盟の申請ができない。
注意書：「合意文書」と加盟者の「コミットメント」の要求は、森林所有者/管理者組合、持続可能な森林管理のためのプログラム、税申告グループなど既存の組織、団体、加盟者集団によるコミットメントと合意文書でも満たされる。ただし、その組織が加盟者を代表する法的な権限を有し、合意文書のコミットメントや条件が拘束力を有することが明示可能な場合に限る。
- b) **グループ主体**に以前のグループ加盟に関する情報を提供する。
- c) 該当の認証制度の持続可能な森林管理規格および関連するその他の要求事項、および管理システムの要求事項を順守する。
- d) **グループ主体**または認証機関から要求される関連データ、文書、その他の情報の提供に効果的に応対し、最大限の協力と支援を提供する。正式な審査、レビューと管理システムとの関係でグループ組織の対象範囲にある森林区域とその他の施設への立ち入りを容認する。
- e) グループ主体に対して特定のグループ認証以外の PEFC 認証の下に確認された不適合に関する情報を伝える。
- f) **グループ主体**によって確認された関連是正措置と予防措置を実行する。

5.2 コミットメントと方針

- 5.2.1 規格は、**グループ主体**が下記に関するコミットメントを提供することを求める。
 - a) 認証制度の持続可能な森林管理規格および関連するその他の要求事項を順守する。
 - b) グループ認証の要求事項を**グループ管理システム**に組み込む。
 - c) **グループ管理システム**を継続的に改善する。
 - d) **加盟者**による土地/森林の持続可能な管理の改善に対して継続的にサポートする。
- 5.2.2 **グループ主体**によるコミットメントは、**グループ管理方針**の一部でもよく、要求があれば文書情報として公開しなければならない。
- 5.2.3 規格は、**加盟者**が下記のコミットメントを提供することを求める。
 - a) 管理システムの規則に従う。
 - b) 持続可能性基準の要求事項を自らの区域における施業において実行する。

6. 計画

- 6.1 規格は、**グループ組織**が**グループ管理システム**の変更を計画する場合は、それらの変更を**グループ管理計画**に含むことを求める。
- 6.2 規格は、**グループ組織**が持続可能な森林管理規格の要求事項をグループのレベルで対象に含むことを決めた場合、それらの要求事項を**グループ管理計画**においても考慮することを求める。

7. 支援

- 7.1 規格は、**グループ管理システム**の構築、実行、維持と継続的改善のために必要な資源が定められ、かつそれらが提供されることを求める。
- 7.2 規格は、**グループ管理システム**において業務を遂行する人員に必要な技量を定めなければならない。

7.3 規格は、下記に関する**加盟者**の自覚を高めるためのコミュニケーションシステムを構築することを求める。

- a) **グループ管理方針**
- b) 持続可能な森林管理規格の要求事項
- c) グループ実績の改善による利点を含む**グループ管理システム**と持続可能な森林管理の効果の向上への貢献
- d) **グループ管理システム**の要求事項と適合していない可能性

7.4 規格は、**グループ管理システム**に関連する内部および外部のコミュニケーションを定めることを求める。これには、下記が含まれる。

- a) 伝える（コミュニケーションする）ことの内容
- b) 伝える時期
- c) 伝える相手
- d) 伝える方法

7.5 規格は、グループ管理および持続可能な森林管理の施業に関わる苦情や論争を解決するための適切なメカニズムを構築することを求める。

7.6 規格は、**グループ管理システム**と持続可能な森林管理規格の要求事項の順守に関する文書情報が下記であることを求める。

- a) 最新状態である。
- b) いつどこで求められても使用が可能であり、かつ使用に適している。
- c) 信頼の失墜、不正使用または整合性の喪失から適切に保護されている。

8. 施業

8.1 規格は、**グループ組織**が下記を満たすために必要とされるプロセスを計画、実行、統制することを求める。

- a) グループ認証規格と持続可能な森林管理規格の要求事項を順守する。
- b) 「6. 計画」で規定された行為を実行する。

8.2 規格は、この計画、実行、統制を下記によって行うことを求める。

- a) 必要なプロセスの決定とそれらの基準の確立。
- b) その基準に則ったプロセスの統制の実行。
- c) プロセスが計画通りに実行されたことの信頼性の確保に必要な**文書情報**の保管。

9. パフォーマンス評価

9.1 モニタリング、計測、分析、および評価

9.1.1 本規格は、継続的な内部モニタリング・プログラムが**グループ組織**と持続可能な森林管理規格との適合に信頼性を付与するものであることを求める。特に下記が定められなければならない。

- a) モニタリングと計測の対象
- b) 有効な結果を確実にするための**モニタリング**、計測、分析および評価の方法
- c) **モニタリング**と計測の実行の時期
- d) **モニタリング**と計測の結果を分析および評価する時期
- e) **モニタリング**の結果の証明として入手可能とすべき文書情報

9.1.2 規格は、持続可能な森林管理の要求事項の実行に関して、**グループ主体**がグループ管理の実績と**グループ管理システム**の効果を評価することを求める。

9.2 内部監査

9.2.1 目標

9.2.1.1 規格は、**年次内部監査**プログラムが、**グループ管理システム**が下記を満たしているかどうかに関する情報を提供することを求める。

- a) 下記への適合
 - i. **グループ管理システム**に関する**グループ組織**自身の要求事項
 - ii. 該当国の**グループ認証規格**の要求事項
- b) **加盟者**レベルにおける持続可能な森林管理規格の確実な実行
- c) **グループ管理システム**の効果的な実行と維持

9.2.1.2 本規格は、**内部監査**プログラムが**グループ主体**とすべての**グループ加盟者**を対象範囲に含むことを求める。**グループ主体**は、年次監査を受けなければならない。**加盟者**はサンプリングをベースにして選択されてもよい。

9.2.2 組織

規格は、内部監査プログラムが少なくとも下記を対象範囲に含むことを求める。

- a) 関連するプロセスと前回の監査の結果の重要性を考慮したうえで、頻度、方法、責任体制、計画上の要求事項と報告を含む監査プログラムの計画、構築、実行とその維持
- b) 監査ごとの監査基準と対象範囲の決定
- c) 内部監査員の力量（森林および規格の知識）
- d) 監査プロセスの客観性と公平性を確実にするための**監査員**の選定と監査の実行
- e) 関連グループ管理に対する確実な**監査結果**の報告
- f) 監査の実行の証拠としての**文書情報**と監査結果の保管

9.3 内部監査プログラムにおける加盟者の選定

9.3.1 総論

9.3.1.1 規格は、監査プログラムにおける**加盟者**の選定に関する要求事項を定めることを求める。これらの要求事項は、下記の手順を含めなければならない。

- a) サンプルのサイズの決定 (9.3.2 項)
- b) サンプルのカテゴリの決定 (9.3.3 項)
- c) サンプルのカテゴリへの配分 (9.3.4 項)
- d) **加盟者**の選定 (9.3.5 項)

9.3.1.2 規格は、地域、国または準国のレベルにおける追加要求事項を定めてもよい。

9.3.1.3 規格は、独自の加盟者を有する森林所有者/管理者組合、持続可能な森林管理グループ、税申告グループなど既存の**組織**、団体、加盟者集団が加盟している場合、サンプル関連の追加要求事項を定めなければならない。

9.3.2 サンプルのサイズの決定

- 9.3.2.1 サンプルのサイズは、**グループ組織の加盟者**に応じて計算されなければならない。
- 9.3.2.2 サンプルのサイズは、通常加盟者数の平方根 ($y=\sqrt{x}$) とする。小数は切り上げ。
- 9.3.2.3 サンプルのサイズは、下記の1つまたはそれ以上の指標を考慮したうえで規格に適応させることができる。
 - a) リスク評価の結果。この場合、個別のカテゴリについて低リスクまたは高リスクの場合のサンプルサイズの偏差を定めなければならない。
 - b) **内部監査**または前回の**認証審査**の結果
 - c) 内部**モニタリング**・プログラムの質/信頼度のレベル
 - d) 特定の要求事項に関する情報の収集を可能にする技術の利用
注意書： その様な技術は、例えば衛星データやドローンの利用で持続可能性基準の特定の要求事項の順守を示すか、リスク・ベースのサンプリングをサポートするものでもよい。
 - e) 現場の活動に関する情報を収集するその他の手段に基づいたもの。
注意書： 1つの方法としては、加盟者による現場活動の情報提供による調査がある。

9.3.3 サンプルのカテゴリの決定

9.3.3.1 サンプルのカテゴリは、リスク評価の結果に基づいて構築されなければならない。リスク分析に使用される指標は、規格の地理的対象範囲を反映しなければならない。下記の指標（これがすべてではない）をリスク評価に活用してもよい。

- a) 所有形態（例：国有林、公有林、私有林）
- b) 管理ユニットの規模（異なる規模のクラス）
- c) 生物地理学的地域（例：低地、低山帯、高山帯）
- d) 潜在的グループ**加盟者**の施業、加工、生産品
- e) 森林伐採と森林転換
- f) ローテーションの周期
- g) 生物多様性の豊かさ

- h) 森林のリクリエーションやその他の社会経済的な機能
- i) 地域社会や先住民への依存と交流
- j) 管理、施業、訓練と研究のために利用可能な資源
- k) ガバナンスと法の施行

9.3.3.2 リスクのレベルを低、中、高とする指標条件とその各々によるサンプリングへの影響が定められなければならない。

9.3.4 サンプルの配分

サンプルは、リスク分析の結果に基づいてカテゴリに配分されなければならない。

9.3.5 加盟者の選定

9.3.5.1 少なくともサンプルの25%は、無作為抽出でなければならない。

9.3.5.2 加盟者の選定のためのリスク・ベースの手順を定めなければならない。

9.4 マネジメントレビュー

9.4.1 規格は、年次マネジメントレビューが少なくとも下記を含むことを求める。

- a) 前回のマネジメントレビューからの活動の状況
- b) **グループ管理システム**に関連する外部または内部の事柄の変更
- c) 内部**モニタリング**・プログラム、**内部監査**、認証機関による評価とサーベイランスの結果のレビューを含む持続可能な森林管理規格との適合状態
- d) 下記の動向を含むグループ実績に関する情報
 - i) 不適合と是正措置
 - ii) **モニタリング**と計測の結果
 - iii) **審査結果**
- e) 継続的改善の機会

9.4.2 規格は、マネジメントレビューの結果が継続的な改善の機会や**グループ管理システム**の変更の必要性に関連する決定を含むことを求める。

9.4.3 規格は、**グループ組織**がマネジメントレビューの結果の証明として**文書情報**を保管することを求める。

10. 改善

10.1 不適合と是正措置

10.1.1 規格は不適合が発生した時には、グループ組織が下記の対応を講じることを求める。

- a) 該当する不適合に対応し、下記を適切に実行する。
 - i. 該当不適合の制御と是正
 - ii. その結果への対処
- b) 該当の不適合の再発と他の箇所における不適合の発生を防ぐために該当する不適合の原因を排除するためのニーズの評価を下記により行う。
 - i. 該当不適合のレビュー
 - ii. 該当不適合の原因の決定
 - iii. 類似の不適合の存在とその発生の可能性の決定
- c) 必要な措置の実行
- d) 講じられた是正措置の効果性のレビュー
- e) 必要な場合、グループ管理システムに変更を加える。

10.1.2 規格は、グループ組織が下記の証拠として文書情報を保管することを求める。

- a) 該当する不適合の内容とその結果として講じられた措置
- b) 取られた是正措置の結果

10.1.3 規格は、グループ認証から排除された加盟者がそのグループ認証に再度の加盟が認められる前にグループ主体による内部監査を受けることを求める。その内部監査は、少なくとも排除から12ヵ月以内に実行してはならない。

10.2 継続的改善

規格は、グループ管理システムの適切性、効果性と持続可能な管理が継続的に改善されることを求める。

参考文献

複数サイトの組織が運用するマネジメントシステムの審査及び認証のための IAF 基準文書 MD1

(IAF MD 1, Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling (IAF MD 1))

ISO/IEC 17000、適合性評価 用語及び一般原則

(ISO/IEC 17000, Conformity assessment – Vocabulary and general principles)

ISO/IEC 専門業務用指針(2017)、第一部 統合版 ISO 補足指針 ISO 専用手順

(ISO/IEC Directives (2017) Part 1 – Consolidated ISO Supplement – Procedures specific to ISO, Eighth edition)

1